

本同盟ハ本同盟ノ主トニ係ル各種ノ組合ニ出席シ得ル事
 其組合ハ本同盟ノ名ニ於テ行ハル、各種事業ニ對シ事業
 細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト
 第二十八條 本同盟ハ一旦本同盟加盟組合タル事ヲ承認シタル後
 ト雖モ其組合ニシテ本同盟存立ノ精神ニ違反シ又本同盟ニ對
 スル義務ヲ履行セザル時ハ中央委員會又ハ大會ノ決議ヲ以テ
 之ヲ脱退セシムル事ヲ得ルコト
 第二十九條 本同盟ハ中央委員會ノ承認ヲ經ルコト
 第三十條 本同盟ニ加盟スル事ヲ承認セラレタル組合ハ最初
 ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
 (一) 其組合ノ名稱ノ冠頭ニ本同盟ノ名稱ヲ用ヒ其組合員ハ本
 同盟ノ徽章ヲ用シ得ルコト
 (二) 本則第十六條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派
 遣シ得ルコト
 (三) 其組合ハ本同盟ノ主トニ係ル各種ノ組合ニ出席シ得ル事
 (四) 其組合ハ本同盟ノ名ニ於テ行ハル、各種事業ニ對シ事業
 細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト

第二十七條 本同盟ニ加盟スル事ヲ承認セラレタル組合ハ最初
 ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
 (一) 其組合ノ名稱ノ冠頭ニ本同盟ノ名稱ヲ用ヒ其組合員ハ本
 同盟ノ徽章ヲ用シ得ルコト
 (二) 本則第十六條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派
 遣シ得ルコト
 (三) 其組合ハ本同盟ノ主トニ係ル各種ノ組合ニ出席シ得ル事
 (四) 其組合ハ本同盟ノ名ニ於テ行ハル、各種事業ニ對シ事業
 細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト
 第二十八條 本同盟ハ一旦本同盟加盟組合タル事ヲ承認シタル後
 ト雖モ其組合ニシテ本同盟存立ノ精神ニ違反シ又本同盟ニ對
 スル義務ヲ履行セザル時ハ中央委員會又ハ大會ノ決議ヲ以テ
 之ヲ脱退セシムル事ヲ得ルコト
 第二十九條 本同盟ハ中央委員會ノ承認ヲ經ルコト
 第三十條 本同盟ニ加盟スル事ヲ承認セラレタル組合ハ最初
 ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
 (一) 其組合ノ名稱ノ冠頭ニ本同盟ノ名稱ヲ用ヒ其組合員ハ本
 同盟ノ徽章ヲ用シ得ルコト
 (二) 本則第十六條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派
 遣シ得ルコト
 (三) 其組合ハ本同盟ノ主トニ係ル各種ノ組合ニ出席シ得ル事
 (四) 其組合ハ本同盟ノ名ニ於テ行ハル、各種事業ニ對シ事業
 細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト